

重要事項説明書

(介護予防・短期入所療養介護)

介護老人保健施設ハートケア東大宮のご案内

(令和6年12月1日現在)

1. 施設の概要

(1) 施設の名称等

- ・施設名 介護老人保健施設 ハートケア東大宮
- ・開設年月日 平成13年12月1日
- ・所在地 埼玉県さいたま市見沼大字風渡野45番地
- ・電話番号 048-682-6821 ・ファックス番号 048-682-6823
- ・管理者名 西島 渡
- ・介護保険指定番号 介護老人保健施設(1156580021号)

(2) 介護老人保健施設の目的と運営方針

介護老人保健施設は、看護、医学的管理の下での介護や機能訓練、その他必要な医療と日常生活上のお世話などの介護保健施設サービスを提供することで、入所者の能力に応じた日常生活を営むことができるようにし、1日でも早く家庭での生活に戻ることができるように支援すること、また、利用者の方が居宅での生活を1日でも長く継続できるよう、(介護予防)短期入所療養介護や通所リハビリテーションといったサービスを提供し、在宅ケアを支援することを目的とした施設です。

この目的に沿って、当施設では、以下のような運営の方針を定めていますので、ご理解いただいた上でご利用ください。

[介護老人保健施設ハートケア東大宮の運営方針]

「当施設は、①高齢者の自立支援 ②利用者の家庭復帰 ③家庭的な雰囲気
④地域・家庭との結びつきーを追求していきます。」

(3) 施設の職員体制

	常 勤	非常勤	夜 間	業務内容
・医 師	1	6		医師業務
・看護職員	13	9	1	看護業務
・薬剤師	1			薬剤師業務
・介護職員	46	3	7	介護業務
・支援相談員	5			相談業務
・理学療法士	9			リハビリテーション
・作業療法士	9			リハビリテーション
・言語聴覚士	3			リハビリテーション
・管理栄養士	3			栄養管理
・介護支援専門員	2	1		介護支援
・事務職員	9	2		事務
・歯科衛生士	1			口腔衛生業務

- (4) 入所定員等
- ・定員 148 名（うち認知症専門棟 50 名）
 - ・療養室 従来型個室 8 室、2 人部屋 2 室、多床室（4 人室） 34 室

(5) 通所定員 63 名

2. サービス内容

- ①（介護予防）短期入所療養介護計画の立案・実施・評価
- ②食事（食事は原則として食堂でおとりいただきます。）
 - 朝食 8 時 00 分～
 - 昼食 12 時 00 分～
 - 夕食 18 時 00 分～
- ③入浴（一般浴槽のほか入浴に介助を要する利用者には特別浴槽で対応します。
入所利用者は、週に最低 2 回ご利用いただきます。
ただし、利用者の身体の状態に応じて清拭となる場合があります。）
- ④医学的管理・看護
- ⑤介護（退所時の支援も行います）
- ⑥リハビリテーションマネジメント、機能訓練（リハビリテーション、レクリエーション）
- ⑦相談援助サービス
- ⑧栄養管理、栄養ケア・マネジメント等の栄養状態の管理
- ⑨理美容サービス
- ⑩行政手続代行
- ⑪その他

3. 協力医療機関等

当施設では、下記の医療機関や歯科診療所に協力をいただき、利用者の状態が急変した場合等には、速やかに対応をお願いするようにしています。

- ・ 協力医療機関
 - ・ 名 称 彩の国東大宮メディカルセンター
 - ・ 住 所 埼玉県さいたま市北区土呂町 1522

※ 緊急時の連絡先

なお、緊急の場合には、「契約書」にご記入いただいた連絡先に連絡します。

4. 身体の拘束等

当施設は、原則として利用者に対し身体拘束を行いません。但し、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合は、施設管理者又は施設長が判断し、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行うことがあります。この場合には、当施設の医師がその様態及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を診療録に記載することとします。

5. 個人情報の利用目的

当施設では利用者の尊厳を守り安全に配慮する施設理念のもと、お預かりしている個人情報について、利用目的を以下のとおり定めます。

①利用者への介護サービスの提供に必要な利用目的

[介護老人保健施設内部での利用目的]

- ・ 当施設が利用者等に提供する介護サービス
- ・ 介護保険事務
- ・ 介護サービスの利用者に係る当施設の管理運営業務のうち
 - －入退所等の管理
 - －会計・経理
 - －事故等の報告
 - －当該利用者の介護・医療サービスの向上

[他の事業者への情報提供を伴う利用目的]

- ・ 当施設が利用者等に提供する介護サービスのうち
 - －利用者に居宅サービスを提供する他の居宅サービス事業者や地域包括支援センター、居宅介護支援事業所等との連携（サービス担当者会議等）、照会への回答
 - －利用者の診療等に当たり、外部の医師等の意見・助言を求める場合
 - －検体検査業務の委託その他の業務委託
 - －家族等への心身の状況説明
- ・ 介護保険事務のうち
 - －審査支払機関へのレセプトの提出
 - －審査支払機関または保険者からの照会への回答
- ・ 損害賠償保険等に係る保険会社等への相談又は届出等

②上記以外の利用目的

[当施設の内部での利用に係る利用目的]

- ・当施設の管理運営業務のうち
 - －医療・介護サービスや業務の維持・改善のための基礎資料
 - －当施設において行われる学生の実習への協力
 - －当施設において行われる事例研究

[他の事業者等への情報提供に係る利用目的]

- ・当施設の管理運営業務のうち
 - －外部監査機関への情報提供

6. 緊急時の対応

当施設は、利用者に対し、施設医師の医学的判断により対診が必要と認める場合、協力医療機関又は協力歯科医療機関での診療を依頼することがあります。又、協力医療機関における診療内容、検査結果等の情報については、当施設においても共用することを承諾していただきます。

当施設は、利用者に対し、当施設における（介護予防）短期入所療養介護サービスでの対応が困難な状態、又は、専門的な医学的対応が必要と判断した場合、他の専門的機関を紹介します。

前2項のほか、入所利用中に利用者の心身の状態が急変した場合、当施設は、利用者及び代理人が指定する者に対し、緊急に連絡します。

7. 事故発生時の対応

サービス提供等により事故が発生した場合、当施設は、利用者に対し必要な措置を講じます。

施設医師の医学的な判断により、専門的な医学的対応が必要と判断した場合、協力医療機関、協力歯科医療機関又は他の専門的機関での診療を依頼します。

前2項のほか、当施設は利用者の家族等利用者又は代理人が指定する者、及び保険者の指定する行政機関に対して速やかに連絡します。

8. 施設利用に当たっての留意事項

- ・面会…感染状況により面会方法及び面会時間に変更となる場合があります。
- ・外出・外泊…ご希望される方はお申し出ください（無断での施設外受診はご遠慮ください）
- ・飲酒・喫煙はできません。
- ・金銭・貴重品のお持ち込みはご遠慮ください。

9. 非常災害対策

- ・防災設備 スプリンクラー、消火器、消火栓 等
- ・防災訓練 年2回

10. 禁止事項

当施設では、多くの方に安心して療養生活を送っていただくために、利用者の「営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動」は禁止します。

当施設の許可なく施設内での撮影を禁止します。

1 1. 福祉サービス第三者評価受審

令和1年8月2日認定

受審機関 株式会社 シーサポート

1 2. 要望及び苦情等の相談

当施設には支援相談の専門員として支援相談員が勤務していますので、お気軽にご相談ください。

(電話 048-682-6821)

要望や苦情（個人情報の相談・苦情を含む）などは、支援相談担当者にお寄せいただければ、速やかに対応いたしますが、窓口に備えつけられた「ご意見箱」をご利用いただき、管理者に直接お申し出いただくこともできます。

また、サービス内容に関する苦情は、市及び県におかれる国民健康保険団体連合会でも受け付けており、電話での相談も可能です。

・さいたま市 保健福祉局 長寿応援部 介護保険課

住所：さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号

電話：048-829-1264（直通）

・見沼区役所 健康福祉部 高齢介護課

住所：さいたま市見沼区堀崎町12番地36

電話：048-681-6068

・埼玉県国民健康保険団体連合会 介護保険課 苦情対応係

住所：さいたま市中央区大字下落合1704（国保会館）

電話：048-824-2537（介護保険課代表）

1 3. 送迎の実施地域

さいたま市、蓮田市、上尾市の当施設から片道5kmの地域

施設による送迎を（希望する ・ 希望しない）

1 4. その他

当施設についての詳細は、パンフレットを用意してありますので、ご請求ください。

重要事項説明書に基づき、重要事項、個人情報の利用目的について

担当者 _____ により説明を受けその内容を十分理解しました。

令和 年 月 日

利用者 住所

氏名

印

代理人 住所

氏名

印

短期入所療養介護について

1. 介護保険証の確認

ご利用のお申込みに当たり、ご利用希望者の介護保険証を確認させていただきます。

2. 短期入所療養介護の概要

短期入所療養介護は、要介護者の家庭等での生活を継続させるために立案された居宅介護サービス計画に基づき、当施設を一定期間ご利用いただき、看護、医学管理の下における介護及びリハビリテーションその他必要な医療並びに日常生活上の援助を行い、療養生活の質の向上及び利用者のご家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るため提供されます。

このサービスを提供するにあたっては、利用者に関わるあらゆる職種の職員の協議によって、短期入所療養介護計画が作成されますが、その際、利用者・代理人（ご家族）の希望を十分に取り入れ、また、計画の内容については同意をいただくようになります。

◇医療

介護老人保健施設は、入院の必要のない程度の要介護者を対象としていますが、医師・看護職員が常勤していますので、ご利用者の状態に照らして適切な医療・看護を行います。

◇リハビリテーション

原則として機能訓練室にて行いますが、施設内でのすべての活動が機能訓練のためのリハビリテーション効果を期待したものです。

◇生活サービス

当施設入所中も明るく家庭的な雰囲気のもとで生活していただけるよう、常に利用者の立場に立って運営しています。

①介護保険給付の対象となるサービスの内自己負担となる利用金額

1) 多床室及び法で定められた理由による個室利用の場合（介護保険サービス費iv)

項 目	利用者負担	利用者負担	利用者負担	利用者負担
	1割利用料	2割利用料	3割利用料	10割利用料
介護保険施設サービス	多床室			
要支援1	718円	1,436円	2,153円	7,177円
要支援2	891円	1,782円	2,673円	8,908円
要介護1	964円	1,927円	2,890円	9,634円
要介護2	1,046円	2,092円	3,137円	10,456円
要介護3	1,115円	2,230円	3,345円	11,150円
要介護4	1,177円	2,354円	3,531円	11,770円
要介護5	1,240円	2,480円	3,720円	12,400円
サービス提供体制強化加算（I）	24円	47円	71円	235円
サービス提供体制強化加算（II）	20円	39円	58円	193円
夜勤職員配置加算	26円	52円	77円	257円
生産性向上推進体制加算II	11円	22円	32円	107円

2) 一般棟個室利用の場合（介護保険サービス費 ii）

項 目	利用者負担	利用者負担	利用者負担	利用者負担
	1割利用料	2割利用料	3割利用料	10割利用料
介護保険施設サービス	個室			
要支援 1	675 円	1,350 円	2,025 円	6,750 円
要支援 2	831 円	1,662 円	2,493 円	8,309 円
要介護 1	875 円	1,750 円	2,624 円	8,747 円
要介護 2	954 円	1,908 円	2,862 円	9,538 円
要介護 3	1,024 円	2,047 円	3,070 円	10,232 円
要介護 4	1,087 円	2,173 円	3,259 円	10,862 円
要介護 5	1,147 円	2,294 円	3,441 円	11,471 円
サービス提供体制強化加算 (I)	24 円	47 円	71 円	235 円
サービス提供体制強化加算 (II)	20 円	39 円	58 円	193 円
夜勤職員配置加算	26 円	52 円	77 円	257 円
生産性向上推進体制加算 II	11 円	22 円	32 円	107 円

②以下のサービスをご利用いただいた場合、それぞれ下記の料金が加算されます。

費 目	1割利用料	2割利用料	3割利用料	10割利用料
個別リハビリテーション 実施加算	257 円/1 回	513 円/1 回	769 円/1 回	2,564 円/1 回
療養食加算 (1 食)	9 円	17 円	26 円	86 円
認知症ケア加算	82 円	163 円	244 円	812 円
緊急短期入所受入加算	97 円	193 円	289 円	962 円
若年性認知症利用者受入加算 1	129 円	257 円	385 円	1,282 円
若年性認知症利用者受入加算 2	65 円	129 円	193 円	641 円
送迎加算	197 円	393 円	590 円	1,966 円
重度療養管理加算 1	129 円	257 円	385 円	1,282 円
在宅復帰・ 在宅療養支援機能加算 I	55 円	109 円	164 円	545 円
在宅復帰・ 在宅療養支援機能加算 II	55 円	109 円	164 円	545 円
総合医学管理加算	294 円	588 円	882 円	2,937 円
認知症専門ケア加算 I	4 円	7 円	10 円	33 円
認知症専門ケア加算 II	5 円	9 円	13 円	43 円
緊急時治療管理	554 円	1,107 円	1,660 円	5,533 円
認知症行動・心理症状緊急対応加算	214 円	428 円	641 円	2,136 円
口腔連携強化加算	54 円	107 円	161 円	534 円

※介護職員等処遇改善加算 (I) : 保険請求分の 7.5%を月ごとに加算

③介護保険給付の対象とならないサービス利用料金（ご利用を希望する場合にかかる料金です）

費目		利用料金	単位	備 考
* 食事料金		1,800	1 日	朝 / 540 ・ 昼 / 660 (おやつ込) ・ 夕 / 600
		300		負担限度額認定第 1 段階
		600		負担限度額認定第 2 段階 年金収入等 80 万円以下
		1,000		負担限度額認定第 3 段階①年金収入等 80 万円超 120 万円以下
		1,300		負担限度額認定第 3 段階②年金収入等 120 万円超
* 滞在費	2 人部屋 多床室	630	1 日	下記以外の方
		0		負担限度額認定第 1 段階
		430		負担限度額認定第 2 段階 年金収入等 80 万円以下
		430		負担限度額認定第 3 段階①年金収入等 80 万円超 120 万円以下
		430		負担限度額認定第 3 段階②年金収入等 120 万円超
	個室	2,260	1 日	下記以外の方
		550		負担限度額認定第 1 段階
		550		負担限度額認定第 2 段階 年金収入等 80 万円以下
		1,370		負担限度額認定第 3 段階①年金収入等 80 万円超 120 万円以下
		1,370		負担限度額認定第 3 段階②年金収入等 120 万円超
* 日用品費	230	1 日	ご利用を希望する場合の、歯ブラシ、歯磨き粉、義歯洗浄剤、おしぼり、バスタオル（入浴用）、タオル（入浴用・洗顔用）等	
* 教養娯楽費	210	1 日	参加者を募って実施するサークル活動での必要な材料費（画材、粘土、籐工芸、紙工芸、和紙、皮材等の工作用品、園芸用品、図書等）	
特別な室料	個室 1,730 2 人部屋 1,120	1 日	個室もしくは 2 人部屋利用の場合	
理美容代	1,700	1 回	カットのみ	